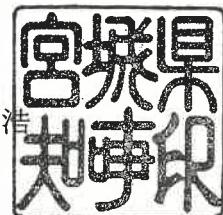




環対第201号
令和元年9月4日

国土交通省 東北地方整備局長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

平成31年3月22日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 鈴木
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業 環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、鳴瀬川支川筒砂子川に筒砂子ダムを建設し、併せて漆沢ダムの容量再編により、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給等を目的とした事業である。

一方、ダム建設事業は工事期間が長く、対象事業実施区域内の地形改変及び下流河川域での流量変化など、その影響が大きく、かつ広範囲に及ぶため、環境負荷の低減に十分配慮する必要がある。

のことから、事業者は、環境影響評価書の作成に当たって、以下の内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 全般的事項

(1) 調査区域の設定

本準備書の調査区域は、事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域として田川合流点から上流としており、田川合流点から下流の環境影響については、ほとんどないとされている。

しかしながら、ダムの洪水調節効果は、流域全体に及ぶため、この調査区域設定の妥当性について、ダムの洪水調節効果との関係を明確にするとともに、各項目の予測結果を用いて評価書に記載すること。

(2) ダム事業の変遷経緯

配慮書相当書類からのダム建設目的・規模の変遷など計画検討経緯の概要について、湛水面積や総貯水量などの具体的な数値を明示した上で、評価書に記載すること。

(3) 地域住民への積極的な情報提供

対象事業実施区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音に対する影響

イ 対象事業実施区域周辺は、山間地域に位置しているため、都市部の幹線道路を想定して定められている「幹線交通を担う道路に近接する空間」における基準値を準用して評価することは、実態を反映していないと思われる。このことから、準用する基準値について再検討した上で、評価結果を評価書に記載すること。

ロ 現状で環境基準を満たしているような地域において、騒音規制法の要請限度を準用して評価することは、不適切と思われるため、準用する基準値について再検討した上で、評価結果を評価書に記載すること。

ハ 建設機械の稼働に係る騒音については、5%時間率騒音レベルだけでなく、等価騒音レベルも算出した上で予測及び評価し、評価書に記載すること。

(2) 水質に対する影響

筒砂子ダム貯水池における富栄養化による水質及び動植物・生態系への影響に関する評価結果について、影響に対する回避又は低減措置を含めて評価書に記載すること。併せて、上水道水源としての水質の保全対策も評価書に記載すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の地すべり地形を評価書に記載した上で、慎重に事業を実施すること。

(4) 動物に対する影響

イ トウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオの卵嚢の移植については、成体の生活圏である陸上が飽和しているという状況も踏まえた評価を行った上で、評価書に記載すること。

ロ キタオウシュウサンショウウオ等の環境保全措置を実施しない種については、その理由を予測結果に基づき、明確に評価書に記載すること。加えて、それらの種の工事中及び供用開始後における生息状況について、十分な監視を行うことを評価書に記載するとともに、その結果については事後調査報告書に記載すること。

(5) 植物に対する影響

イ 加美町柳瀬のヤナギ群落（シロヤナギ群落）については、試験湛水の影響を確認するため、適切な期間、事後調査を実施すること。

ロ 環境保全措置についての検討に当たっては、回避・低減、代償の順で検討し、その措置の種類（回避・低減及び代償）を評価書に記載すること。

ハ 環境保全措置として実施する個体の移植については、本来の自生の個体と判別が可能な措置を検討すること。

ニ 漆沢ダム東側の湿地に生息し、濁水流入防止措置の実施を前提として、環境変化が小さいと予測している種については、濁水流入防止措置を環境保全措置として評価書に記載した上で、確実に実施すること。

(6) 生態系に対する影響

イ 河川域の生態系への影響は、事業前後における洪水の発生確率別水位に加えて、継続時間及び流速を示した上で予測及び評価し、評価書に記載すること。

ロ 河川周辺には、特有の森林（河畔林、渓畔林）が成立するため、落葉広葉樹林の全体面積に占める割合が少ないからといって、生態系への影響が少ないとは言い切れない。このことから、対象事業実施区域内に河川周辺特有の森林がどの程度残存しているかを把握した上で、事業による生態系への影響を予測及び評価し、評価書に記載すること。

ハ 植生の回復の際には、侵略的外来種を対象事業実施区域及びその周辺に侵入及び定着させない適切な措置の内容を評価書に記載すること。

(7) 景観に対する影響

船形山からの眺望景観に対する影響が認められる場合は、構造物において低明度・低彩度の色彩を採用するなど、適切な環境保全措置を検討すること。

(8) 廃棄物等の適正な処理等

土工事及びトンネル工事等の際に、発生する可能性のある重金属等に関する調査を適切に実施した上で、関係法令等に基づき適切に対応することを評価書に記載すること。

(9) 温室効果ガスの削減

水力発電を行うことによる温室効果ガスの削減量は、基準とする年度や発電方式、平均値の取り方により大きく異なるため、発電方式別及び電力会社平均値（各会社の発電方式割合を明示）別に採用年度、試算経緯が分かるように複数の結果を評価書に記載するとともに、その出典を明示すること。

また、供用開始後に工事中の温室効果ガス排出量を確定し、水力発電供用後における収支を推定の上、事後調査報告書に記載すること。

(10) 放射性物質

事業箇所近隣における放射性物質濃度の調査結果について、評価書に記載するとともに、湛水される区域の土壤について文献等の収集・把握に努め、安全性を確認すること。

(11) その他

事業による鳴瀬川全域の環境変化について、河川水辺の国勢調査等、既存の調査等も活用し、事後調査報告書に記載すること。